

福教大学生第 361 号

平成 27 年 10 月 20 日

教育学部長

教育学研究科長 殿

事務局長

福岡教育大学長

寺 尾 慎 一

福岡教育大学学生の活動に関する取り扱いについて(重要通知)

このことについて、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、この通知により「課外活動サークルの公認に関する申し合わせ」(平成 17 年 6 月 10 日学生委員会決定)及び「集会及び掲示等に関する申し合わせ」(平成 17 年 6 月 10 日学生委員会決定)は、廃止します。

記

I. サークル活動

(サークルの公認)

1. 学生がサークルを結成するときは、サークル代表責任者と顧問教員を定め、以下の要件を備えた上で、学長に申請する。

学長の許可を受けた団体を本学公認の課外活動サークル（以下「サークル」という。）とする。

- (1) 活動内容は、本学の教育目的に沿うものであること。
- (2) サークル活動は、計画的、かつ継続的に活動する団体であること。
- (3) サークルの構成員は、本学学生とし、3 名以上の人員を有していること。
- (4) 顧問教員は、本学専任の教員とすること。
- (5) サークル代表責任者は、他のサークル代表責任者を兼ねていないこと。
- (6) 所定の期日までに、公認に必要な別に定める「サークル結成願」が学長に提出されていること。

2. サークルの公認は、学生委員会で審議し、学長が許可する。

3. 公認の有効期限は、当該サークルが許可を受けた日の属する年度の末日までとする。

(サークルの継続)

4. サークルが、公認の有効期限の経過後も引き続き当該サークルを継続するときは、所定の期日までに、別に定める「サークル継続願」を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(活動内容等の変更の許可及び解散の届出)

5. サークルが、当該サークルの活動内容等、サークル結成願やサークル継続願の記載事項を変更するときは、別に定める「サークル届出事項変更願」を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
6. サークルが解散するときは、別に定める「サークル解散届」を学長に提出しなければならない。

(学内外活動届及び報告書の提出)

7. サークルが、学内外において活動を行う場合、事前に「学内外活動届」を学長へ提出しなければならない。また、活動終了後は、速やかに「学内外活動報告書」を学長へ提出しなければならない。

(顧問教員の役割)

8. 顧問教員は、サークル活動における構成員への指導・助言を行い、必要に応じ精神面の援助を行うなど、技術的なサポートのみではなく、側面からの援助を行う。万一、事故などの緊急時には、迅速に対応を行い、学生や学生の家族との信頼関係を保つよう心がける。

(サークルの活動の制限・停止又は解散の命令)

9. 学長は、学生又はサークルが以下のいずれかに該当するときは、活動の制限・停止又はサークルの解散を命ずることができる。
 - (1) 学則、その他の法人の規則の規定に違反する活動を行ったとき。
 - (2) サークルから申請された事項に虚偽があった場合
 - (3) サークルの活動中に事故が発生する等サークルの運営が円滑に行われなかったとき。
 - (4) サークルの構成員が、当該サークルの活動と密接な関連を有する不祥事に関係したとき。
 - (5) 長期にわたってサークルの活動が行われなかったとき。
 - (6) 本学の教育研究に著しく影響を及ぼす行為を行ったとき、又は教職員の指示に従わないとき。

II. 集会・募金活動等

(集会の開催)

10. 学生又はサークルが、学内において、集会を開催するときは、あらかじめ責任者を定め、使用目的を明らかにした上で、集会に使用する場所に応じた使用許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(集会の禁止又は解散の命令)

11. 学長は、集会の責任者又は参加者が、本学の教育研究に著しく影響を及ぼす行為を行っ

たとき、又は教職員の指示に従わないときは、当該集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることができる。

(募金、販売等)

- 1 2. 学生個人又はサークルが、学外内において行う金銭上の収受を伴う募金や販売等は、原則禁止とする。ただし、学長が特別に必要と認める場合を除く。

Ⅲ. 掲示

(掲示)

- 1 3. 学生又はサークルが、学内において、文書、ポスター、立看板その他の図画（以下「文書等」という。）を掲示するときは、あらかじめ掲示責任者を定めるとともに、掲示する建物・場所及び掲示板を管理する部署に掲示する内容を学長に提出し、許可を受けなければならない。

掲示期間は、原則、許可があった日の翌日から起算して1ヶ月以内とする。ただし、学長が特別に許可したもの（立看板を含む。）については、この限りでない。

掲示期間を経過した文書等は、当該文書等に係る掲示責任者が、速やかに撤去しなければならない。また、許可された内容に違反する掲示物は、直ちに撤去する。なお、掲示を行う学生又はサークルは、以下の点に留意すること。

- (1) 虚偽又は他人の名誉を傷つける記述並びに本学の目的に反するような記述は行ってはならない。
- (2) 立看板を立てる場合は、安全等に十分配慮し、強風等が予想される時は、掲示責任者において、必ず事前に撤去しなければならない。
- (3) 掲示物等の大きさについては、景観等を考慮して作成しなければならない。

(配布)

- 1 4. 学生個人又はサークルが、学内において、文書、図書その他物品を配布（それらを特定の場所に置く方法により配布することを含む。）するときは、あらかじめ責任者を定め、事前に学長に配布物を提出し、許可を受けなければならない。なお、学長は、学生又はサークルの行為が大学の教育研究目的に違反すると認めるときは、当該行為を禁止することができる。

附 則

- 1 この通知は、平成27年10月20日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現にサークルの設立、サークルへの加入、集会の開催、募金、販売等の実施、文書等の掲示又は文書、図書その他物品の配布について許可を受けている学生又はサークルについては、この通知により許可されたものとみなす。

(担当部署)
学生支援課 学生支援グループ
電話：0940-35-1754
Email：gaksecho@fukuoka-edu.ac.jp